



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年6月19日金曜日 第2075号

◇ 目 次 ◇

理容師法による講習会の指定.....	600
美容師法による講習会の指定.....	600
大規模小売店舗の廃止の届出.....	600
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	600
土地改良事業の工事の完了.....	601
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	601
新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....	601
土地改良事業の計画の変更の認可.....	601
町営土地改良事業の施行の同意（4件）.....	601
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	602
兼用工作物の管理の方法について.....	603
道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....	604

公 告

愛媛県立看護専門学校入学試験の実施.....	604
争議行為の通知の公表.....	605
電子計算機（サーバー等）の借入れ.....	605
電子計算機（ホストコンピュータ）の借入れ.....	606

公安委員会規則

警備業法施行細則の一部を改正する規則.....	607
愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	609

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	610
-----------------------------	-----

公営企業告示

落札者等の告示.....	611
病院の業務にかかる公金の収納の事務の委託.....	611

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第844号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成21年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 講習会の名称
管理理容師資格認定講習会
- 主催者
東京都江東区有明3丁目1番25号
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日
平成21年11月2日、平成21年11月9日、平成21年11月16日の3日間

日 間

- 講習場所
松山市宮田町132番地
ピュアフル松山（勤労会館）
- 受講料
18,000円

○愛媛県告示第845号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成21年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 講習会の名称
管理美容師資格認定講習会
- 主催者
東京都江東区有明3丁目1番25号
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日
平成21年11月2日、平成21年11月9日、平成21年11月16日の3日間
- 講習場所
松山市宮田町132番地
ピュアフル松山（勤労会館）
- 受講料
18,000円

○愛媛県告示第846号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成21年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
アルペン松山谷町店	松山市谷町甲91-1、97-6	平成21年6月2日

○愛媛県告示第847号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スポーツデポ松山谷町店
松山市谷町甲91番地 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
代表取締役 小幡 尚孝
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アルペン
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番40号
代表取締役 水野 泰三
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年 2 月 3 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,895平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
134台
イ 駐輪場の収容台数
83台
ウ 荷さばき施設の面積
28.8平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
18.75立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 8 時30分 閉店時刻 午後 9 時30分
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時から午後10時まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

平成21年 6 月 2 日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称

- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 848 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。
平成21年 6 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備、農業用道路整備及び暗渠排水事業	禎瑞地区	平成21年 2 月26日

○愛媛県告示第 849 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年 6 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成21年 6 月19日から 7 月 2 日まで

○愛媛県告示第 850 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西条市大町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・明神木地区）の施行を平成21年 6 月10日認可した。

平成21年 6 月19日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第 851 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西条市氷見土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用道路整備事業・氷見地区）の施行を平成21年 6 月10日認可した。

平成21年 6 月19日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第 852 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東温市北野田土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成21年 6 月 8 日認可した。

平成21年 6 月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 853 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定に

より、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・房代野地区）の施行に平成21年 6月 8日同意した。

平成21年 6月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 854 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・河之内地区）の施行に平成21年 6月 8日同意した。

平成21年 6月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 855 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・帯石地区）の施行に平成21年 6月 8日同意した。

平成21年 6月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 856 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・帯石地区）の施行に平成21年 6月 8日同意した。

平成21年 6月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 857 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所及び宇和島市役所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 6月19日

愛媛県宇和島保健所長 富 田 直 明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

鹿島建設株式会社
東京都港区元赤坂 1 丁目 3 番 1 号
代表取締役社長 中村 満義

2 事業場の名称及び所在地

鹿島建設株式会社 平成20 - 22年度 中畑トンネル工事
愛媛県宇和島市高串地先

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号「生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
特定施設の能力	1時間当たり22.5立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔		断続使用	
特定施設の1日当たりの使用時間		4時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0	
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0	
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,500 最大 3,000	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 7.0	
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.075 最大 1.0	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 24 最大 30	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	沈殿槽		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 5.0メートル 横 1.915メートル 高さ 1.3メートル		
処理施設の能力	1時間当たり5立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	自然沈降		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 250 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 24 最大 30	通常 24 最大 30

備考 処理後の汚水等は、濁水処理施設で処理後、用水として一部再利用する。

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	物理処理+化学処理
処理施設の型式	スギジェット式シックナー
処理施設の構造	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦 15メートル 横 6.5メートル 高さ 5.4メートル
処理施設の能力	1時間当たり30立方メートル処理
汚水等の処理の方式	凝集沈殿+pH調整
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設に	項目	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
汚染状態の値	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 118.7 最大 235.0	通常 118.7 最大 235.0

備考 処理後の汚水等は、用水として一部再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 52.1 最大 168.4

○愛媛県告示第 858 号

河川法(昭和39年法律第 167 号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次の通り協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 6月19日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
一級河川渡川水系奈良川	奈良川右岸堤防	北宇和郡鬼北町奈良3959番地 2 地先から北宇和郡鬼北町奈良4073番地 3 地先まで	道路管理者 鬼北町北宇和郡鬼北町近永800番地 1

〃	〃	北宇和郡鬼北町芝18番地1地先から北宇和郡鬼北町永野市69番地1地先まで	〃
〃	〃	北宇和郡鬼北町奈良4102番地6地先から北宇和郡鬼北町奈良4122番地先まで	〃
一級河川渡川水系成泰川	成泰川左岸堤防	北宇和郡鬼北町西仲114番地2地先から北宇和郡鬼北町西仲32番地先まで	〃

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に赤色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に赤色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年5月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町魚神山1362番2から 同町魚神山1361番2まで	旧	メートル 7.2～9.0	キロメートル 0.055	
			新	7.6～13.8	0.051	

公 告

○公 告

愛媛県立看護専門学校入学試験の実施について

愛媛県立看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）第10条第1項の規定による平成22年度愛媛県立看護専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成21年6月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
(1) 一般入学試験 学科試験及び面接試験 平成22年2月3日（水） (2) 推薦入学試験 学科試験及び面接試験 平成21年11月19日（木）	四国中央市中之庄町1684番地3 愛媛県立看護専門学校	3年	30人（うち、推薦入学試験による募集人員は、12人程度）	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成22年3月卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者。ただし、推薦入学試験を受ける場合にあっては、愛媛県内の高等学校又は中等教育学校を同月卒業見込みの者で、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦を受けたものに限る。	(1) 看護師国家試験の受験資格が得られる。 (2) 保健師学校養成所及び助産師学校養成所の受験資格が得られる。

2 学科試験科目

(1) 一般入学試験

国語総合（旧「国語Ⅰ」に相当。古文及び漢文を除く。）

数学Ⅰ

英語Ⅰ及び英語Ⅱ

- (2) 推薦入学試験
小論文
- 3 入学願書の受付期間及び提出先
- (1) 受付期間
- ア 一般入学試験
平成22年1月7日(木)から1月22日(金)まで
- イ 推薦入学試験
平成21年10月26日(月)から11月6日(金)まで
- ウ 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 提出先
〒799 0422 四国中央市中之庄町1684番地3
愛媛県立看護専門学校
- 4 提出書類等
- (1) 次の書類等を提出すること。
- ア 入学願書(募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横4センチメートルの写真を1枚はること。)
- イ 受験写真票及び受験票(募集要項に添付の用紙を使用し、アと同じ写真を2枚はること。)
- ウ 調査書その他これに相当する書類
- エ 受験票送付用封筒(募集要項に添付の封筒を使用すること。)
- オ 推薦入学試験を受ける場合にあつては、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書
- (2) 入学選考料として20,000円の愛媛県収入証紙を入学願書の所定の欄にはるものとし、消印は、しないこと。
- (3) 募集要項は、愛媛県立看護専門学校へ請求すること(郵送を希望する場合は200円分の郵便切手をはった角形2号(33.2センチメートル×24.0センチメートル)の返信用封筒を同封のこと。)
- 5 合格発表
- (1) 一般入学試験
平成22年2月19日(金)午前9時に愛媛県立看護専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。
- (2) 推薦入学試験
平成21年12月3日(木)に在学高等学校又は中等教育学校の校長を通じて、合否を本人あて通知する。
- 6 問い合わせ先
愛媛県立看護専門学校
電話 (0896) 24 5755

○ 公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成21年6月10日あったので公表する。

平成21年6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 2009年度夏季一時金、その他に関する事項
- 2 日時 2009年6月22日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電子計算機(サーバー等)の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
電子計算機(サーバー等)一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成22年1月1日から平成26年12月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県警察本部
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額

を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089) 934 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成21年7月31日（金）午後2時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成21年7月31日（金）午後2時30分
愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成21年6月19日（金）午前9時から平成21年7月17日（金）午後5時15分まで。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Server , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:30 p.m . , 31 July , 2009
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年6月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電子計算機（ホストコンピュータ）の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
電子計算機（ホストコンピュータ）一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成22年1月1日から平成26年12月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県警察本部
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

(2) 入札書の受領期限

平成21年7月31日(金)午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成21年7月31日(金)午後1時30分

愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成21年6月19日(金)午前9時から平成21年7月17日

(金)午後5時15分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Main frame Computer, 1 set

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 31 July, 2009

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第9号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月19日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則(平成15年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第4章 教育等(第7条 - <u>第13条</u>)</p> <p>第5章 機械警備業(第14条 - 第16条)</p> <p>第6章 監督(第17条 - 第20条)</p> <p>第7章 省略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、警備業法施行令(昭和57年政令第308号)、警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。)、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)に定めるもののほか、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(護身用具の携帯の禁止及び制限)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第4章 教育等(第7条 - <u>第12条</u>)</p> <p>第5章 機械警備業(第13条 - 第15条)</p> <p>第6章 監督(第16条 - 第20条)</p> <p>第7章 省略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、警備業法施行令(昭和57年政令第308号)、警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。)、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)及び警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)に定めるもののほか、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(護身用具の携帯の禁止及び制限)</p>

第6条 法第17条第1項の規定により携帯を禁止する護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

- (1) 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
- (2) 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
- (3) 刺股
- (4) 非金属製の楯
- (5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

2 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合 _____ は、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

3 警備業者及び警備員は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合 _____ は、警戒じょうを携帯してはならない。

(1)～(3) 省略

（即応体制の整備の基準）

第15条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報（へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に近隣に居住する管理者に連絡して事実の確認をする等必要な措置を講ずることができると公安委員会が認めた警備業務対象施設に係るものを除く。）を受信した場合に、その受信の時から25分以内（別表第3に定める区域内に所在する警備業務対象施設にあっては、30分以内）に当該現場に警備員を到着させることができるよう警備員、待機所及び車両その他の装備を配置しておかなければならない。

別表第1（第6条関係）

警戒棒の制限

長さ	重量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下

第6条 法第17条第1項の規定により携帯を禁止する護身用具は、次に掲げる _____ ものとする。

- (1) 金属製の楯
- (2) 鉄棒その他の身体に重大な害を加えるおそれのあるもの。
ただし、警戒棒（長さ60センチメートル以下、直径3センチメートル以下及び重さ320グラム以下の円棒をいう。以下同じ。）、警戒杖（長さ90センチメートル超130センチメートル以下の円棒（白樫若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径2.8センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先筒部分の直径2.8センチメートル以下及び厚さ0.2センチメートル以下の2段式若しくは3段式のものに限る。）をいう。以下同じ。）及び非金属製の楯（縦50センチメートル以下、横30センチメートル以下及び厚さ1.8センチメートル以下のもの（楯の正面の像が長辺50センチメートル及び短辺30センチメートルの長方形の内部におさまるものであって、厚さ1.8センチメートル以下のものを含む。）に限る。以下同じ。）を除く。

2 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒杖 _____ を携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

3 警備業者及び警備員は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖 _____ を携帯してはならない。

(1)～(3) 省略

4 警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属製の楯を携帯してはならない。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる警備業務

(2) 前号に掲げるもののほか、検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務（深夜（午前零時から日の出までをいう。）において行われるものに限る。）

（即応体制の整備の基準）

第15条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報（へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に近隣に居住する管理者に連絡して事実の確認をする等必要な措置を講ずることができると公安委員会が認めた警備業務対象施設に係るものを除く。）を受信した場合に、その受信の時から25分以内（別表 _____ に定める区域内に所在する警備業務対象施設にあっては、30分以内）に当該現場に警備員を到着させることができるよう警備員、待機所及び車両その他の装備を配置しておかなければならない。

60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表第2（第6条関係）

警戒じょうの制限

長さ	重量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

別表第3 省略

様式第12号（第17条関係）

省略
省略
指示事項
処分の理由

注 省略

別表 省略

様式第12号（第17条関係）

省略
省略
処分の理由
この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

注 省略

附 則

- この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に警備業法第17条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の警備業法施行細則（以下この項において「新規則」という。）第6条第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第6条第1項の規定にかかわらず、警備業者及び警備員は、これらを携帯することができる。

○愛媛県公安委員会規則第10号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 6月19日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（軽車両の乗車又は積載の制限）	（軽車両の乗車又は積載の制限）
第10条 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次の	第10条 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次の

各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。） 1人を幼児用座席に乗車させている場合

(イ) 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

(ウ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（(イ)に該当する場合を除く。）

(エ) 省略

(オ) 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に従事する者が1人又は2人の者をその乗車装置に応じて乗車させている場合

イ 省略

(2)～(4) 省略

（運転者の遵守事項）

第12条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(6) 省略

(7) 携帯電話用装置を手で保持して通話若しくは操作をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視して自転車を運転しないこと。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、6歳未満の者1人を幼児用乗車装置 _____ に乗車させている場合

(イ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合 _____

(ウ) 省略

イ 省略

(2)～(4) 省略

（運転者の遵守事項）

第12条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成21年6月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,203,847
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,077
(3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 267,308

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 4 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, and two columns for calculation results based on the text in the right margin.

大 洲 市 ・ 喜 多 郡	56,787	18,929
伊 予 市	32,790	10,930
四 国 中 央 市	76,616	25,539

西 予 市	37,361	12,454
東 温 市	28,405	9,469

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年 6月19日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
ガンマナイフ A P S (自動照射位置設定システム) 1式 (月額賃借料 / 県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成21年 6月2日	東京都千代田区紀尾井町3番27号 株式会社自治体病院共済会	2,233,245円	一般競争入札	平成21年 4月21日

○愛媛県公営企業告示第5号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成21年 6月19日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

1 委託した事務の範囲及び内容

- 愛媛県立中央病院の料金の収納の事務(平日の17時から19時、土・日曜日及び祝日の8時30分から17時、並びに二次救急当番日における平日の17時から翌日8時30分及び休日の8時30分から翌日8時30分)
- 愛媛県立今治病院の料金の収納の事務(平日の8時30分から9時及び16時から17時15分)
- 愛媛県立三島病院の料金の収納の事務(平日の8時30分から9時、13時から14時及び16時から17時15分)
- 愛媛県立南宇和病院の料金の収納の事務(平日の8時30分から9時、12時から13時及び16時から17時15分)
- 愛媛県立新居浜病院の料金の収納の事務(平日の8時30分から9時、13時から14時及び16時から17時15分並びに土・日曜日及び祝日の8時30分から17時15分)

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

- 愛媛県立中央病院
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 愛媛県立今治病院
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 愛媛県立三島病院
株式会社アイ・エム・ピー・センター 大阪市北区堂島二丁目2番2号
- 愛媛県立南宇和病院
株式会社日本医療事務センター松山支社 愛媛県松山市花園町3番地21
- 愛媛県立新居浜病院
株式会社アイ・エム・ピー・センター 大阪市北区堂島二丁目2番2号

3 委託期間

- 平成21年 4月1日から平成24年 3月31日まで
- 平成21年 4月1日から平成24年 3月31日まで
- 平成21年 4月1日から平成22年 3月31日まで
- 平成21年 4月1日から平成24年 3月31日まで
- 平成21年 4月1日から平成24年 3月31日まで